

2025 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 スターシーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 雅順
(東証スタンダード・コード:3083)
問合せ先 管理部長 竹谷 治郎
(TEL.03-6721-5891)

第4回新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 21 日開催の取締役会において、2024 年 3 月 15 日に発行した第 4 回新株予約権の一部譲渡を承認することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権譲渡の承認を行った理由

当社は、2024年2月9日付「第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2024年3月15日を期日として第4回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)を発行し、株式会社Blue lagoon(以下、「Blue lagoon」といいます。)に38,080個(3,808,000株)、株式会社秀和建工に6,720個(672,000株)を割り当てておりました。

その後、2025年4月15日付「第4回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、Blue lagoonからみらい再生支援機構合同会社へ本新株予約権10,000個(1,000,000株)が譲渡され、2025年7月24日付「第4回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、Blue lagoonからサステナブルエネルギー投資事業有限責任組合(以下「サステナ」といいます。)へ本新株予約権10,000個(1,000,000株)が譲渡され、さらに、2025年8月8日付「第4回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、Blue lagoonからサステナへ16,520個(1,652,000株)が譲渡されております。

また、2025年6月12日付「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社は、本新株予約権の行使によって調達する資金について、系統用蓄電池事業等への充当を予定しております。

そのような状況の中、サステナから、当社が必要としている資金需要を満たすことにご理解を頂き、保有する本新株予約権6,520個のうち4,000個を株式会社光輝ENERGY(以下、「光輝ENERGY」という。)に対し譲渡することについての承認依頼がありました。

譲渡先である光輝ENERGYにつきましては、本新株予約権の譲受目的が純投資であり、当社に対する経営支配を意図するものではない旨の説明を受けております。また、譲受ける本新株予約権4,000個について、2025年12月末日までに行使請求を行う予定であること、ならびに市場動向や株価水準を踏まえて行使した株式の売却益を再投資に充当する方針が示されております。

資金面については、同社から提出された取引銀行発行の取引明細書(2025年11月21日現在)および聴取により確認した今後の入金予定により、早期の行使が可能な資金状況にあることを把握しております。

さらに、同社の属性については、日本リスク管理センター株式会社(本社 大阪府大阪市中央区城見2丁目2番22号 マルイトOBPビル3F 代表取締役 神々輝彦)が提供する反社会的勢力データベース(JCIS

WEB DB)による照会を行い、反社会勢力との関係がないことを確認済みであります。

以上の状況を総合的に勘案し、当社としては、本新株予約権の一部を光輝ENERGYに譲渡することに支障はなく、同社による早期の権利行使が当社の資金調達に寄与するものと判断し、本件譲渡を承認するものであります。

※2025年11月21日時点においてサステナは、本新株予約権を20,000個(2,000,000株)を行使しております。

2. 新株予約権の譲渡内容

- (1)譲 渡 人： サステナブルエナジー投資事業有限責任組合
- (2)譲 渡 先： 株式会社光輝ENERGY
- (3)譲渡個数(目的となる普通株式数)
： 4,000個(400,000株)
- (4)譲 渡 金 額： 10円(個)
- (5)譲渡承認日： 2025年11月21日
- (6)譲渡日 ： 2025年11月27日(予定)

3. 譲渡先の概要

(1) 名 称	株式会社光輝 ENERGY
(2) 所 在 地	茨城県つくば市吾妻一丁目5番7号ダイワロイネットホテルつくばビル2階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 村瀬 貴保
(4) 事 業 内 容	投資事業有限責任組合財産の運用及び管理、有価証券等の運用、発電装置の開発及び販売、情報処理装置の開発及び販売、等
(5) 資 本 金	10 百万円
(6) 設 立 年 月	2016 年 3 月
(7) 上場会社と当該会社との間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。

4. 今後の見通し

本新株予約権の譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

(参考)

当社第4回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称 株式会社シーズメン 第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 67,200,000 円
3. 申込期日 2024 年 3 月 15 日
4. 割当日及び払込期日 2024 年 3 月 15 日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により割り当てる。
株式会社Blue lagoon 38,080個
株式会社秀和建工 6,720 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 4,480,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 44,800 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 1,500 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 500 円とする。

以 上